

主な相談窓口

- 市相談ダイヤル(子育て支援課内)
☎73・3665
- 県性暴力被害者支援センター
「オリーブかがわ」
☎087・8002・5566
- 性犯罪被害者専用相談電話(警察)
☎#8103
- ☎0120・694・110
- 県子ども女性相談センター
☎087・835・3211
- 三豊警察署 ☎72・0110
- 性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
☎#8891
- 配偶者暴力相談支援センター
☎#8008

緊急の場合は、ためらわず110番を！

1人で悩まず、相談してください！
DVは自分で解決するのは難しい問題です。周囲で困っている人がいたら、必要に応じて相談先を紹介してください。

めざせ男女共同参画社会
11月12日(火)～25日(月)は
「女性に対する暴力をなくす運動期間」
「女性に対する暴力をなくす運動期間」

No.102

配偶者や交際相手からの暴力(DV)に悩んでいませんか。配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

4月1日から、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度※が拡充され、身体に対する暴力だけでなく、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令などの対象になりました。

例えば、外出しようとする怒鳴る、通帳やキャッシュカードを取り上げると告げるなどの行為により、心身に有害な影響を与えることも「DV」です。「これってDV？」と感じたら、ためらわずに相談してください。

※保護命令制度とは：配偶者による暴力の被害者からの申し立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといなどの一定の行為を禁止する命令(保護命令)を発令する制度



▲詳細はこちら

全国一斉

「女性の人権ホットライン」強化週間

期間 11月13日(水)～19日(火)

午前8時30分～午後7時

(土日は、午前10時～午後5時まで)

相談窓口

「女性の人権ホットライン」

☎0570・0770・810

☎087・821・7850

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

健康

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

支所での資格確認書などの発行業務が一部変更になります

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

支所での発行業務 (12月2日(月)以降)

内 容	申請	発行
資格確認書の再交付申請	可	後日郵送
資格確認書への負担区分の記載申請 ※限度額適用(・標準負担額減額)認定証は廃止		
過去1年間で区分Ⅱの認定を受けている期間中、計91日以上長期入院による食費減額申請		
特定疾病療養受療証の新規申請、再交付申請		

※高額療養費などの給付業務は、引き続き受け付けできます。

※申請には、被保険者本人の身分証明書の提示が必要です。

代理人が申請を行う場合は、代理人の身分証明書のほか、代理権確認書類(法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は、委任状)が必要です。



▲委任状はこちら

12月2日(月)以降は、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます。

これに伴い、支所での後期高齢者医療の発行業務は次の表のとおり一部変更になります。

支所で申請した場合は、後日、健康課から発行して郵送します。健康課では、即日発行できます。

くらし

運転免許を持っていない65歳以上の皆さんへ

福祉タクシー利用券の交付申請はお済みですか

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015



▲詳細はこちら

新たに対象となる人や未申請の人は、福祉課または各支所で申請してください。

※既に申請済みの人は、再度申請する必要はありません。

対象
市内に住所のある65歳以上(4月1日現在)で、運転免許証(原付を含む)を持っていない人や自主返納した人

利用額 年間8,000円(500円券×16枚)

申請に必要なもの
次のいずれか1つ
・警察署で交付される取消通知書、運転経歴証明書
・失効した運転免許証

※申請済みの人で、運転免許証を再保有した場合、タクシー利用券が不要になった場合は、タクシー利用券を福祉課まで返還してください。

くらし

放置竹林対策や里山環境整備の一部を補助します

▶問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

地域住民、森林所有者(3人以上の活動組織)が協力して実施する里山の保全、森林資源の活用などの取り組みを支援します。

※竹林伐採のみは、対象外です。

補助内容

【地域環境保全タイプ】

侵入竹の伐採・除去活動や里山の景観を維持するための活動に、一定の費用を支援します。

【資機材への支援】

必要な機材および資材の購入設置に、必要額の1/2を補助します。(一部1/3)

▼申し込み・問い合わせ

かがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会

☎087・861・4352

●県森林・林業政策課

☎087・832・3460

里山環境整備事業

集落、農地や道路周辺に隣接する放置竹林などを伐採し、広葉樹などを植栽する事業を支援します。

補助率 9/10

条件

▼申し込み・問い合わせ
県西部森林組合
☎0877・79・3120

人家、農地、宅地などからおおむね50メートル以内で、地目が山林の土地

自主防災組織を作ろう！
南海トラフ地震に備えシェイクアウト訓練を行おう

17

シェイクアウト訓練って何？

大地震発生時に、一人ひとりがいち早く身の安全を確保することができるよう、日常から「自助」の意識を高めることを目的とするものです。

3つの安全確保行動をその場で取りましょう。

①ドロップ

姿勢を低くしてください。

②カバー

窓ガラスなどの落下物に注意し、机の下などに隠れて頭と体を守ってください。

③HOLD ON

安全のため、揺れが収まるまで動かず、じっとしててください。

11月5日(火)午前10時から、県下一斉に

シェイクアウト訓練を行います。

ぜひ参加してみましよう。

プラスワン訓練

シェイクアウト訓練をきっかけに、自主的に防災訓練(家具の転倒防止、備蓄品の確認、避難所・避難経路の確認など)を行いましよう。



▲シェイクアウトの詳細はこちら

うごかない
HOLD ON!あたまをまもり
COVER!まずひくく
DROP!

▼問い合わせ 危機管理課 ☎73・3119